

提出日(西暦)	2022年 8月 22日
---------	--------------

## 品質管理システム概要書（2022年 7月 1日現在）

監査事務所名 清流監査法人  
代表者名 加悦 正史

### 1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

当法人は、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、品質管理担当責任者が品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負い、社員会の代表者が当法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負っております。

#### 【不正リスクへの対応】

不正リスクに関する品質管理の責任者は、品質管理担当責任者と定めております。

### 2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持の方針及び手続

#### (1) 職業倫理

当法人及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、日本公認会計士協会倫理規則第2条に基づき、誠実性・公正性・専門能力・正当な注意・守秘義務・職業的専門家としての行動など、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めております。

#### (2) 独立性

当法人は、当法人、専門要員及び該当する場合は独立性の規定が適用されるその他の者が倫理規則等で定める独立性の規定を遵守することを合理的に確保するために、独立性の保持の方針及び手続を定めております。

また、当法人及び専門要員が、倫理規則等で定める独立性の規定を遵守していることを確認するため、毎年3月31日現在並びに必要となる時点において独立性の保持の方針及び手続の遵守に関する確認書である倫理委員会研究報告第1号「監査人の独立性チェックリスト」により独立性に対する阻害要因の有無を調査し、提出を求めております。

#### (3) ローテーションの方針及び手続

当法人は、監査業務の主要な担当者の長期間の関与に関して、方針及び手続を次のように定めております。

- ① 大会社等の監査業務については、監査業務の主要な担当者に対して倫理規則等で定める一定期間（7会計期間）のローテーションを義務付ける。
- ② 大会社等以外の監査業務については、監査業務の主要な担当者が長期間継続して同一の監査業務に従事している場合、独立性を阻害する馴れ合いを

許容可能な水準に軽減するためのセーフガードの必要性を決定する。セーフガードの必要性を決定するにあたっては、主要な担当者が同一の監査業務に従事する期間だけでなく、社会的影響の程度も考慮した上で、当法人の方針に従って判断する。

#### (4) 報酬依存度に係るセーフガードの適用

大会社等である依頼人に対する報酬依存度が一定割合を占める場合、独立性に関する指針第1部第222項に従ったセーフガード措置を適用しなければならないことを定めております。

### 3. 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

当法人は監査契約の新規の締結及び更新をする前に、当法人の規模及び組織、当該監査業務に適した能力及び経験を有する専門要員の確保の状況及び監査契約の新規の締結及び更新の判断に重要な影響を及ぼす事項等を検討することで、監査業務の質を合理的に確保することが出来るか否かを勘案したうえで、監査契約の新規の締結及び更新の判断を行っております。

#### 【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務については、不正リスクを考慮して監査契約の締結及び更新に伴うリスクを評価すること、新規の締結時及び更新時はリスクの程度に応じて、審査担当者等監査チーム外の適切な者が当該評価の妥当性を検討すること等を定めております。

### 4. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

当法人は、監査業務の質を合理的に確保するために必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた専門要員を十分に確保するために、専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任等の人事に関する次の方針及び手続を定めております。

- (1) 専門要員の採用
- (2) 専門要員の能力及び適性
- (3) 専門要員の評価、報酬及び昇進
- (4) 専門要員の要員計画

#### 【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務については、専門要員が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供することを定めております。

### 5. 業務の実施

#### (1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

当法人は、監査業務の質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公表された監査基準委員会報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告に準拠し、研究報告等を参考として、監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続を監査マニュアルとして定めております。

## (2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

当法人は、専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を次のように定めております。

- ① 判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に関して、適切に専門的な見解の問合せを実施すること
- ② 専門的な見解の問合せが適切に実施されるように、十分な人材等を確保すること
- ③ 専門的な見解の問合せの内容及び得られた見解を文書化し、専門的な見解の問合せの依頼者と助言者が同意すること
- ④ 専門的な見解の問合せから得られた見解に対処すること

## (3) 審査の方針及び手続

当法人は、審査を行う機構を設け、審査を実施しない一定の場合を除く全ての監査業務について監査計画並びに監査意見形成のための監査業務に係る審査を行うものとし、以下のとおり方針及び手続を定めております。

- ① 審査の内容、実施時期及び範囲
- ② 審査担当者の適格性
- ③ 審査担当者の客観性
- ④ 審査の記録及び保存
- ⑤ 審査を実施しない場合

当法人は、審査が完了するまでは監査報告書を発行しない方針であり、監査報告書の日付は、審査の完了日以降とする。

## (4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

当法人は、専門要員間、専門的な見解の問合せの依頼者と助言者との間又は監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違が生じた場合には、十分な検討を行い解決するよう定めています。監査報告書は、監査上の判断の相違が解決しない限り、発行いたしません。

## (5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

当法人は、監査報告書日後、適切な期限内に監査ファイルの最終的な整理を完了するため、監査ファイルの最終的な整理に関する方針及び手続を定めております。また、監査調書の管理、保存及び廃棄に関する方針を定めております。

### 【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務については、監査責任者が不正リスクに適切に対応できるように監査業務を監督し監査調書を査閲すること、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、当法人内外の適切な専門家へ問合せ入手した見解を検討すること等を定めています。

## 6. 品質管理のシステムの監視

### (1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

当法人は、品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分

であるとともに、有効に運用されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムの監視に関する方針及び手続を定めております。なお、この方針及び手続には、品質管理のシステムに関する日常的監視及び監査業務の定期的な検証に関する方針及び手続を含んでおります。

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

当法人は、日常的監視及び定期的な検証によって発見された不備の影響を評価し、速やかな是正措置が必要な、組織的、反復的又はその他の重要な不備に該当する事項が判明した場合には、品質管理担当責任者は、改善を要する事項を検討し、適切な措置をとるよう定めております。また、品質管理担当責任者は、監査責任者及び他の適切な者に対して、品質管理のシステムの監視によって発見された不備とこれに対する適切な是正措置を伝達しなければならず、監査責任者等は、それぞれの権限と責任に応じて、迅速かつ適切な対応を図り、求められた是正措置を適時に実施しなければならないことを定めております。

(3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

当法人は、当法人が実施した業務における職業的専門家としての基準及び適用される法令等の違反に関する不服と疑義の申立て、当法人が定めた品質管理のシステムへの抵触等に関する疑義の申立て及び個々の監査業務の遂行への不当な干渉に対する疑義の申立て等に関して、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を「品質管理規程」に定め、当法人内外からもたらされる情報に適切に対処することを合理的に確保しております。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務については、監査業務における不正リスクへの対応状況について、定期的な検証により、監査契約の新規の締結及び更新、不正に関する教育・訓練、業務の実施、監査事務所間の引継が当法人の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されていることを確かめることを定めています。

7. 監査事務所間の引継の方針及び手続

当法人は、監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するために、監査基準委員会報告書第900号「監査人の交代」に準拠するものと定めております。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務については、監査チームが実施した引継の状況について品質管理担当責任者に報告しなければならないことを定めています。

8. 共同監査の方針及び手続

当法人は、共同監査の監査業務の質を合理的に確保するために共同監査に関する方針及び手続を定めております。

### 【不正リスクへの対応】

現在共同監査は実施しておりませんが、不正リスク対応基準が適用される監査業務について共同監査を実施する場合には、不正リスク対応基準の要求事項に従った監査業務を可能とするため、不正リスクへの対応についての協議等を実施します。

9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続

該当事項はありません。

以上

※ この品質管理システム概要書は、監査事務所が自己責任の下に作成し、品質管理委員会へ提出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会がこの品質管理システム概要書の記載内容の正確性や妥当性を保証するものではない。

(記載上の注意)

1. 品質管理システム概要書の記載は、A4判10枚程度までとすること。ただし、「5. 業務の実施 (3)審査の方針及び手続」の記載に当たり、別途組織図（A4判に限る。）を添付することができる。
2. 各項目の記載に当たっては、「監査に関する品質管理基準」、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」に基づき、各監査事務所が定めた品質管理の方針及び手続の概要を簡潔かつ明瞭に記載すること。  
なお、「監査における不正リスク対応基準」の適用対象である金融商品取引法に基づいて開示を行っている企業（非上場企業のうち資本金5億円未満又は売上高10億円未満かつ負債総額200億円未満の企業は除く。）の監査を行っている監査事務所の場合は、各項目の記載のうち、財務諸表監査における不正による重要な虚偽表示リスクに対応して定めた品質管理の方針及び手続の概要の記載を【不正リスクへの対応】という見出しの付された項目に記載して明瞭にすること。
3. 業務執行社員又は監査責任者のローテーションの方針及び手続については「2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続」の記載箇所に必ず記載すること。
4. 合併等の組織再編を行った場合には、品質管理の方針及び手続の変更方法を「9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続」に記載すること。例えば、合併後一定期間複数の品質管理の方針及び手続が併存する場合は、その旨及び統一予定期を記載すること。

なお、合併後一定期間、複数の品質管理の方針及び手続が併存する場合には、複数の「品質管理システム概要書」を提出すること。

その他重要と考えられる品質管理の方針及び手続がある場合には、「9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続」に記載すること。